

自治基本条例をつくる会 会議概要

第62回会議	
開催日時	平成21年9月2日（水）18:30～20:30
開催場所	山陽小野田市役所 第2委員会室
出席会員	12名 岩崎秀司、岩本信子、岡村啓二、河野朋子、木林紀生男、草田和枝、酒井敏正、杉本保喜、徳重洋子、林久芳、弓取康英、若松勇輔
事務局	副市長、企画課（主幹）
協議概要	1 第61回の会議概要について → 承認。 2 協議事項 * 自治基本条例原案説明会開催方法について協議 ・中学校区、市役所別団体名簿（事務局案）配布 ・上記7校区と個別団体（自治連、女性会、商工会議所、青年会議所等）及び議会での説明会開催について事務局提案 ・10月15日号の広報紙で開催案内を出さないといけないため、各委員は説明会の開催について各自検討する。 ・11月からの説明会予定表の案を事務局で用意する。 * 条例・解説・意見等をはじめから整理しながら、条文の再修正をする。 ・第13条～17条について別紙のとおり修正 3 その他 9月23日、9月30日は欠席予定者が多いため休会とする。 【次回の開催について】 第63回会議：平成21年9月9日（水）18:30～第2委員会室

（職員の育成・資質の向上）

第１３条 市は、市政の課題等に迅速かつ的確に対応できる知識と能力を持った職員の育成と資質の向上を図らなければなりません。また、そのために職員に研修や自己啓発の機会を提供しなければなりません。

【条文の解説】

- ・ 第１２条２項での職員の知識・技術等を行政需要に活用させるため、市は、職員に必要な資格の取得、各種の研修会参加、先進地への情報収集等の機会を与えることを規定しています。

【つくる会で出された意見等】

- ・ 職員の業務に関連がある技能、資格取得等能力の向上に結びつく通信講座を受講する必要な経費の一部を助成する。
- ・ 民間など外部への研修制度を取り入れる。
- ・ 民間委託した業務を専門的に監視・指導できる職員は、将来の行政経営においても必要である。
- ・ 市民活動を推進していくうえで、先進地の活動をいち早く情報収集して活動の参考にできる職員が必要である。
- ・ 地域性を考慮して自ら発想できる職員が欲しい。

（執行機関の組織及び体制）

第１４条 市の行政組織と執行体制は、市民にわかりやすく、簡素で、効率的なものでなければなりません。

【条文の解説】

- ・ 社会情勢と市民の生活にあった窓口をはじめ、行政運用において、簡素でかつ無駄なく効率的な組織と執行体制を維持することを規定しています。
- ・ 執行体制とは、指揮・命令系統のことをいう。

【つくる会で出された意見等】

- ・ 市民の行政需要や社会経済情勢等に迅速かつ効率的に対応できる組織、執行体制を整備しなければならない。
- ・ 意思決定に時間がかかり、仕事にスピード感がない。簡素な組織体制が必要だ。
- ・ 市民の生活に合った窓口の開設を望む。
- ・ 業務内容を分析して、業務の効率化を念頭に無駄を洗い出し、適正な人員を配置する必要がある。
- ・ 年功序列の組織では、能力が発揮できない。
- ・ 組織のフラット化が求められている。

（説明責任）

第１５条 市は、各事業等の施策の計画段階から実施に至るまでの経過を市民に分かりやすく説明するよう努めなければなりません。

【条文の解説】

- ・市の事業や施策等について、計画の段階から実施に至った経過とその必要性をわかりやすく説明することにより、不透明さがなくなり、市民の市政への信頼性につながる。また、市民の参画と協働意識が高揚する。

【つくる会で出された意見等】

- ・市の事業、施策等の実施に至るまでの経過等が不明確である。
- ・現在、市長をはじめ職員の努力により、説明責任は良い方向に進んでいる。この状態を維持し、さらに発展できるよう願う。
事業評価は別の項目で定める。

（公正な行政運営）

第１６条 市は、法令遵守により適法かつ公正に市政を運営しなければなりません。

２．市は、行政運営上の違法行為や不当要求による損失を防止するため、不当要求の防止や職員の公益通報の体制づくりをしなければなりません。

【条文の解説】

- ・ 市政が法令遵守により適正に運営されることを規定している。
- ・ 国には法律（公益通報者保護法）があるが自治体では条例を整備しない限り内部告発に対しての保護制度がないのが実情であるため、公益通報の体制づくりを規定した。

【つくる会で出された意見等】

- ・ 内部告発とは、言い換えれば「公益通報」のことではないか。
- ・ 職場での自浄作用を働かせ、市民のための行政運営を積極的に進めるためにも、職員も内部から改革を進める必要がある。
- ・ 公平・公正な行政運営を行う上では細部にわたる規定の整備は必要である。
- ・ 不当要求に対しては個人や職場単位で抱え込むのではなく、全庁を挙げての対応が必要である。
- ・ 現在、市には不当要求防止に関する要綱があるが、条例として位置づけることにより、広く市民に周知してもらうことが必要である。

(財政運営)

第１７条 市は、総合計画や行政評価を踏まえた適切かつ効率的な中・長期的な財政計画を策定しなければなりません。

２．市は、予算編成及び財政運営に当たっては、財源を効率的かつ効果的に活用することにより、健全な財政運営に努めなければなりません。

３．市は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。

【条文の解説】

- ・ 長期性を持った総合計画に則り、その過程における行政評価を確実にを行い、その結果に基づいた適切かつ効率的な中・長期的な財政計画を策定することを規定している。
- ２ 継続的に行政の効率性を高める努力と、自主財源の確保を含める健全な財政状況の確保に努めることを規定している。
- ３ 市民に対する財政状況の公表を問題点の含めて分かりやすく実施することを規定している。

【つくる会で出された意見等】

- ・ 職員に財政の危機感が足りない。意識、意欲を高めてほしい。
- ・ 出資団体の健全経営にも目を向けるべきである。
- ・ 財政に対する危機感が行政側に感じられない。
- ・ 経営感覚を持った財政運営をして欲しい。
- ・ 将来を見通した土地の取得や施設の建設ができていないのではないかな。